

令和4年1月12日

大気汚染防止法の改正について

令和2年6月5日公布の大気汚染防止法の改正により令和3年4月1日より一部が施行され、今後も施行されますことから、主な改正内容についてお知らせいたします。

【対象建築物等（※1）】

- ・解体工事の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・請負金額が100万以上の建築物の改造・補修工事
- ・請負金額が100万以上の工作物の解体工事又は改造・補修工事

【建材の種類】

	レベル1 建材	レベル2 建材	レベル3 建材
材料	吹付け石綿	石綿を含有する保温材 耐火被覆材、断熱材	石綿含有成形板等（※2） （スレート、ボード、 タイル、シート、石綿セメント管など）
工事	届出対象特定工事（※4）		特定工事（※3）

改正の概要

- 【1 規制対象の建築材料の拡大】 令和3年4月1日施行
石綿含有成形板等（※2）を含む全ての石綿含有建材が規制対象となります。
- 【2 作業計画の作成及び作業結果の報告】 令和3年4月1日施行
石綿含有成形板等（※2）について作業開始前に作業計画の作成が必要です。
除去等作業完了後、発注者に対し、結果を書面で遅延なく報告が必要です。
- 【3 事前調査結果の都道府県への報告】 令和4年4月1日施行
対象建築物等（※1）について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等が事前調査報告書を都道府県へ報告することが義務づけられます。
- 【4 調査を適切に行うために必要な知識を有する者】 令和5年10月1日施行
建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者が実施することが義務づけられます。

※その他の改正の概要は環境省リーフレットをご確認ください。

令和4年1月13日契約工事以降からの徹底

- 発注者への事前説明事項について、様式の一部変更がありますので、参考様式1及び参考様式2を使用してください。
 - ・大気汚染防止法第18条の17から第18条の15に変更（参考様式1）
 - ・届出対象特定工事を追記（参考様式1）
 - ・現場に掲示する用紙サイズがA3以上の大きさと規定されました。（参考様式2）

- 特定工事（※3）に該当する場合
 - ・作業開始前に、特定粉じん排出等作業計画の作成が必要です。（参考様式3）
 - ・作業完了後に、特定粉じん排出等作業結果を発注者に書面で報告してください。（参考様式4）
 - ・特定粉じん排出等作業に係る掲示（A3以上）が必要です。
特定工事の場合（※3）（参考様式5）
届出対象特定工事の場合（※4）（参考様式6）

事前調査結果の報告 令和4年4月1日施行

令和4年4月1日から施行の事前調査結果の報告は、原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行われます。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。

石綿事前調査結果報告システムの運用開始（令和4年3月中を予定）に先立ち、実際のシステムを使用して操作に慣れていただくためのユーザーテストがされます。

参加者 : 石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用 : 無料
テスト期間 : 令和4年1月18日（火）から2月18日（金）まで

※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びgBizIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。

下記ホームページをご覧ください。

gBizID 掲載ページ <https://gbiz-id.go.jp>

石綿事前調査結果報告システム <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※その他の改正の概要は環境省リーフレットをご確認ください。

用語の定義

【建築物及び工作物】

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。なお、建築物内は設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であること。

【特定工事】

特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

【届出対象特定工事】

届出対象特定工事とは、石綿を多量に発生し、又は飛散させる原因となる吹付け石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材の除去、封じ込め又は囲い込みを行う建設工事をいう。

【特定粉じん排出等作業】

特定粉じん排出等作業とは、石綿含有建築材料が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修することをいう。

詳細は、以下のホームページをご覧ください。

①法令改正等の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

②建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

〈問合せ先〉 契約検査課工事検査担当 三浦・大場
電話 0533-66-1146
E-mail keiyaku@city.gamagori.lg.jp